

奈良県建設リサイクルガイドライン

1. 目的

「建設リサイクル推進計画2020～「質」を重視するリサイクルへ～」の目標値を達成するためには、事業の初期の段階から、実施の各段階においてリサイクルの検討状況を把握・チェックすることにより、リサイクル原則化ルール of 徹底など、公共工事発注者の責務の徹底を図ることが必要である。

また、建設発生土等の適正な処理が一層重要となっており、「建設リサイクル法^{※1}」や「資源有効利用促進法判断基準省令^{※2}」において定められている法令手続きを遵守することも、公共工事発注者の責務である。

このため、本ガイドラインでは、リサイクル計画書の作成など、建設事業の計画・設計段階から施行段階までの各段階、積算、完了の各執行段階における具体的な実施事項をとりまとめたものである。

※1 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下、「建設リサイクル法」という。）」のこと。

※2 「資源の有効な利用の促進に関する法律（以下、「資源有効利用促進法」という。）」第15条に基づく「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（以下、「再生資源省令」という。）」及び第34条に基づく「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（以下、「指定副産物省令」という。）」のこと（以下、これらを「判断基準省令」という。）。

2. 対象事業

- ・ 全ての設計業務
- ・ 契約額100万円以上の公共建設工事（補助・県単）
- ・ 資源有効利用促進法に定められた一定規模以上（表1）の工事

表1 資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事

再生資源利用計画書（実施書）	再生資源利用促進計画書（実施書）
次のような建設資材を搬入する建設工事 1. 土砂……………500m ³ 以上 2. 砕石……………500 t 以上 3. 加熱アスファルト混合物 ……………200 t 以上	次のような指定副産物を搬出する建設工事 1. 土砂……………500m ³ 以上 2. コンクリート塊、 アスファルト・ コンクリート塊 建設発生木材 合計 200 t 以上

3. 実施事項

1) 体制の整備

目的の趣旨の達成に向けた対象事業を実施する機関（以下「対象機関」という。）の取り組みを支援するため、以下の会議等を設置する。

（１）奈良県市町村建設副産物連絡会議

（２）各土木ブロック会

2) 再資源化率等の目標値（達成基準値）

「建設リサイクル推進計画２０２０～「質」を重視するリサイクルへ～」の目標値（達成基準値）を基本とし、表２に示す値とする。

表２ 建設副産物の再資源化率等目標値（達成基準値）

品目		指標	2024 達成基準
	アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99%以上
	コンクリート塊	再資源化率	99%以上
	建設発生木材	再資源化・縮減率	97%以上
	建設汚泥	再資源化・縮減率	95%以上
	建設混合廃棄物	排出率	3.0%以下
建設廃棄物全体		再資源化・縮減率	98%以上
建設発生土		有効利用率	80%以上

参照：「建設リサイクル推進計画２０２０～「質」を重視するリサイクルへ～」

3) リサイクル計画書等の取りまとめ

対象機関は、リサイクルの状況を把握し、リサイクルのより一層の徹底に向けた検討や調整を行うため、以下のものを取りまとめる。

（１）リサイクル計画書（別添１、別添２、別添３）

① 目的

建設副産物の発生・減量化・再資源化等の検討・調整状況を把握する。

② 作成時期及び作成者

1) 設計業務（概略設計、予備設計（建築工事では基本設計）（別添１）及び詳細設計（同実施設計）（別添２））の実施時点

- ・業務成果として、設計者（設計業務の受注者等）（以下「設計者」という。）が作成し、報告書に添付する。（リサイクル計画書は「土木設計業務等共通仕様書（案）」第１２０９条９項にて作成が義務づけられているので、対象機関は設計者に対しリサイクル計画書の作成を指示する。）

2) 工事設計書（建築工事では工事積算書）の作成時点（別添３）

- ・対象機関の当該工事の積算担当課（者）が作成する。

ただし、設計業務及び詳細設計を実施しておらず、かつ、資源有効利用促

進法に定められた一定規模未満の工事の場合は、作成を省略することができる。

(2) リサイクル阻害要因説明書 (別添4)

① 目的

建設副産物の再資源化・縮減率が目標値に達しない場合にその原因等を把握する。

② 作成時期及び作成者

1) 工事設計書の作成時点

- ・対象機関の積算担当課(者)が作成する。
- ・工事実施時の再資源化・縮減率が積算段階と比較して10%以上下がった場合には、工事完了段階において再度作成する。

(3) 再生資源利用〔促進〕計画書(実施書)及び確認結果票

① 目的

建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する建設工事を施工する場合において、リサイクルの実施状況を把握し、方策を検討する。

建設資材を搬入する場合 : 再生資源利用計画書・実施書(様式1)
建設副産物を搬出する場合 : 再生資源利用促進計画書・実施書(様式2)
確認結果票 ^{※3}

※3 500m³以上の土砂を工事現場から搬出する場合は、土砂の搬出に関する法令等について事前に確認を行い「再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票(以後、「確認結果票」という。)」を作成し、これを再生資源利用促進計画の一部として取り扱う。

② 作成方法

「建設副産物情報交換システム(COBRIS)(以下「COBRIS」という。)」又は所定の「建設リサイクル報告様式(EXCEL様式)(以下「報告様式」という。)」等を利用して下記の様式を作成する。^{※4}

- ・施工計画時点及び内容に変更が生じた時点
 - 再生資源利用計画書(様式1・イ)
 - 再生資源利用促進計画書(様式2・ロ)
 - 確認結果票
- ・工事完成時点
 - 再生資源利用実施書(様式1)
 - 再生資源利用促進実施書(様式2)

※4 COBRISを導入していない機関及びCOBRISを利用しないで作成する場合においては、建設副産物実態調査の際に集計作業の効率化を図るため、国土交通省のホームページに掲載されている「建設リサイクル報告様式(EXCEL様式)」を使用するものとする。また、受注者は、作成した報告様式については工事関係書類として提出するとともに、電子データについても対象機関に提出するものとする。

③ 作成時期及び作成者

1) 工事の着手前

- ・ 建設工事を請け負った受注者（元請業者等）（以下「受注者」という。）が作成し対象機関に提出するとともに、その内容について説明するものとする。
- ・ 対象機関は受注者に、判断基準省令に基づく責任者を工事現場に置くことを周知及び指導すること。
- ・ 対象機関は、受注者が確認結果票を作成する際に必要となる法令等の手続き状況などについて、設計図書等に示すことにより情報提供すること。
- ・ 対象機関は、受注者に対し再生資源利用〔促進〕計画書（工事着手前、内容変更発生時）、実施書（工事完成時）、確認結果票の作成等や現場への掲示等、保存期間の遵守、責任者の工事現場への配置等について、周知及び指導する。
- ・ 受注者から再生資源利用〔促進〕計画書が提出されたら、対象機関はリサイクル率が推進目標に達しているかを確認し、達成してない場合は適切な指導を行う。

2) 工事の施工中

- ・ 対象機関は判断基準省令で定めるとおり、工事現場の見えやすい場所に再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画（確認結果票を含む。）を掲示、又は映像による表示（以下、「掲示等」という。）を行うように、受注者を指導する。

なお、様式については、判断基準省令に定められた項目を全て記載しているものとし、国土交通省のホームページ内に掲載されている様式にて掲示することとする。^{※5}

※5 COBRIS に登録している工事については、登録している内容を国土交通省が示す現場掲示様式で印刷することが可能である。

- ・ 再生資源利用〔促進〕計画書の内容に変更が生じた場合は、計画書等（確認結果票を含む。）の内容を変更し対象機関に提出するように、受注者を指導する。

3) 工事の完成時（実施書）

- ・ 受注者は再生資源利用〔促進〕実施書を作成し、対象機関に提出する。対象機関は内容を確認したのち、受注者に対して再生資源利用〔促進〕計画書（確認結果票含む。）とともに5年間保存するように指導する。

4) リサイクルの徹底に向けた検討・調整等及び法令等の遵守事項等

対象機関は、リサイクルのより一層の徹底に向け、以下の検討・調整を行う。

また、建設リサイクル法や判断基準省令などの関係法令に定められている事項を遵守するため、以下の対応を行う。

(1) 計画案（計画・設計方針）の策定時点

- ・リサイクル計画書を基に発生抑制・減量化、再生利用のより一層の徹底のための検討を行う。
- ・対象業務の設計業務担当課（者）は、詳細設計発注時に「リサイクル計画書（概略・予備設計）（別添1）」の写しを設計者に渡し、より一層のリサイクルを「リサイクル計画書（詳細設計）（別添2）」により検討させる。
- ・建設発生土等、工事間流用が可能なものについては、他機関も含めた調整を図る。
- ・建設リサイクル法対象建設工事（以下、「建設リサイクル法該当工事」という。）の特定建設資材廃棄物については、再資源化等実施義務（建設リサイクル法第16条）が定められているので特に注意し計画を行う。
- ・検討・調整に際しては、必要に応じて各土木ブロック会を開催し、意見聴取を行う。

(2) 工事設計書の作成時点

- ・各土木ブロック会は、リサイクル計画書及びリサイクル阻害要因説明書についてチェックを行い、リサイクル原則化ルールの徹底が不十分と判断した場合は、当該工事の積算担当課に対し、改善を指示することができる。

(3) 工事契約前

- ・対象機関は、建設リサイクル法該当工事については、入札の結果を受け、落札者に対し建設リサイクル法第12条（説明書）及び建設リサイクル法第13条（契約書添付用）の関係書類を提供し、作成を指示する。
- ・対象機関は、建設リサイクル法該当工事については建設リサイクル法第12条に基づき、落札者から説明書〔説明書に示す添付書類（建設リサイクル法第10条関係＝様式第一号、別表1～3）を含む。〕の交付及び説明を受け、落札者の提示した分別解体等の方法について適切であることを確認する。
- ・次に対象機関は、建設リサイクル法第13条に基づき落札者が作成する契約書に添付する書面の内容が、建設リサイクル法第12条に基づく説明書と相違ないか、また適切であるかを確認した後に落札者と契約を交わす。

(4) 工事契約後

- ・対象機関は、建設リサイクル法該当工事については建設リサイクル法第11条に基づき、工事着手前までに、関係機関（奈良県知事又は、特定行政庁の長）に通知しなければならない。

- ・対象機関は、受注者から再生資源利用[促進]計画書の提出を受け、「リサイクル計画書（別添３）」との相違等、内容を確認する。
- ・受注者は、確認結果票の内容に加え土砂の搬出先及び搬出量を運搬業者等へ通知する。また、対象機関は、工事契約後も受注者に対して周知や指導を行うとともに、適時受注者からの提示を受け、運搬業者等への通知が行われているか確認するものとする。

（５）工事完了時点

① 「再生資源利用[促進]実施計画書」

- ・対象機関は、工事完成検査日までに、受注者から「再生資源利用[促進]実施書」の提出を受け、内容を確認する。
- ・所定の報告様式で提出された場合は、記入内容を確認したうえで、国土交通省のホームページに掲載している「記入内容チェックツール」にてエラーチェックを行い、エラー等があれば受注者へ適宜修正を指示する。

② 「土砂受領書(以下、「受領書」という。)*⁶」

対象機関は、受領書に関する下記のことについて、監督員から受注者に周知や指導を行い、完成検査等でその実施状況を確認する。また、資源有効利用促進法で定める一定規模未満で受領書の交付対象でない工事であっても、土砂が適切に処分等されたことがわかる資料は必要となるので注意（残土証明書等）。

※⁶ 受領書について様式に規定はない。既に独自の様式で搬出先や搬出量等を管理している場合は、既存のもので受領書に記載すべき内容が確認できるのであれば、代用可能。新たに受領書を作成したり、受領書の様式等を変更したりする必要はない。

- ・受注者は、再生資源省令で定める一定規模以上の計画作成対象工事のうち土砂を搬入する工事については、搬出元の管理者（工事現場の場合は工事の元請業者等）に対し、受領書を交付するものとする。
- ・受注者は、上記を含む土砂を搬入する全ての工事において、搬出元の管理者（工事現場の場合は工事の元請業者等）から受領書の交付を求められた場合は、これに応じるものとする。
- ・受注者は、指定副産物省令で定める一定規模以上の計画作成対象工事のうち土砂を搬出する工事においては、搬出先の管理者（工事現場の場合は工事の元請業者等）に受領書の交付を求める。
- ・受注者は、受領書の交付を受けた時は、再生資源利用促進計画に記載される内容と一致することを確認し、これを５年間保存するものとする。
- ・受注者は、搬出先から受領書の交付が得られない場合は、搬出先の所在地や搬出量、搬出完了日を記録し、運搬車両の運行記録など搬出を証する書類を整理し保存するものとする。
- ・搬出元と搬出先の管理者（工事現場の場合は工事の元請業者等）が同一の者

である場合は、「土砂搬出及び受領証明書（以下、「搬出証明書」という。）」を作成し、受領書と同様に取扱うものとする。

5) リサイクル実施状況の取りまとめ

提出データについては、建設副産物実態調査の際に技術管理課にて取りまとめることとする。

4. その他

- ・リサイクル計画書の様式については、別添を使用する。
- ・「再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）」や「確認結果票」、「土砂受領書」、「土砂搬出及び受領証明書」等の様式は、国土交通省のホームページ等を参照のこと。
- ・工事内容を変更する際には、個々のケースにより必要な段階まで遡って検討・調整等を改めて実施する。

附則

このガイドラインは、平成14年7月16日から施行する。

このガイドラインは、令和8年8月1日から施行する。